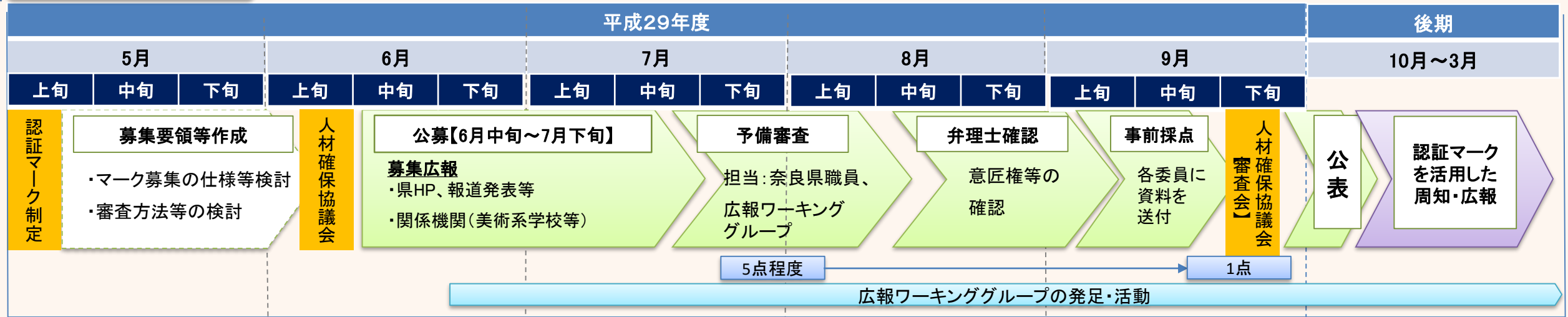


## 1. 概要

- ・「奈良県福祉・介護事業所認証制度」について、認知度の向上を図り、認証事業所の積極的広報につなげるとともに、求職者の方に親しみを感じていただき、福祉・介護事業所への就職につなげるため、認証事業所であることが一目でわかる「認証マーク」を公募
- ・認証マークの公表後は、広報のためのステッカーやクリアファイルなどを作成し、認証事業所での掲示や就職フェアでの配布など、制度周知に活用
- ・認証事業所に認証マークを自由に利用してもらうための使用基準を定め、積極的な広報につなげる

## 2. スケジュール



## 3. 審査方法

### ①作品の基準

- ・「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の趣旨、イメージを簡潔かつ、わかりやすく表現していること
- ・認証マークの中に「奈良県」「福祉・介護事業所認証制度」「認証」という文字も一緒に入れてデザインすること

### ②予備審査

- 審査員:広報ワーキンググループの参加者(5名)及び県職員  
 審査方法:広報ワーキンググループでの検討により、本審査に諮る作品を5点程度選出  
 愛称検討:選出した認証マーク案の「愛称」を検討し、人材確保協議会に提案する。

### ③人材確保協議会(審査会)

- 審査員:奈良県福祉・介護人材確保協議会委員(12名)  
 審査方法:各審査員は下記採点基準に基づき採点(50点満点)
- ①「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の趣旨やイメージが簡潔かつ、わかりやすく表現されていること。(20点)
  - ②形状及び色が簡潔で親しみやすいデザインであること。(10点)
  - ③縮小やモノクロ(グレースケール)にしても形状や色が判別できること。(10点)
  - ④デザインに独自性があること。(10点)

採点結果を基に9月の福祉・介護人材確保協議会(審査会)で検討を行い、最優秀作品を1点決定。最優秀作品に付ける「愛称」についても決定し、「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認証マーク及び愛称とする。

## 4. 認証マークの使用基準等

- 認証事業所での使用基準(予定)  
 9月の福祉・介護人材確保協議会(審査会)までに下記の項目等について取扱要領を作成
- (1)主な使用基準
    - ・使用について認証事業所から届出
    - ・カラー(フルカラー)
    - ・使用サイズ(縦横の比率を変えず20mm以上で使用可能)等
  - (2)主な使用用途
    - ・認証事業所作成の、施設のパンフレット、職員名刺、ホームページ等で活用
    - ・県作成のクリアファイル、ステッカー等
  - (3)使用料
    - ・無料
  - (4)その他
    - ・意匠登録等を行い、デザインの模倣を防止